梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL　0766(25)7722㈹
FAX　0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

◆ 8月の税務と労務

国　税／7月分源泉所得税の納付　8月10日
国　税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　8月31日
国　税／12月決算法人の中間申告　8月31日
国　税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　8月31日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告　8月31日
地方税／個人事業税第1期分の納付　都道府県の条例で定める日
地方税／個人住民税第2期分の納付　市町村の条例で定める日

8月 （葉月）AUGUST

11日・山の日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ワンポイント

山の日　本年から８月11日が、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として国民の祝日「山の日」になり、これにより、祝日の年間日数は16日となりました。山の日の祝日化への動きは国際山岳年である平成14年頃から始まり、平成26年５月に議員立法により山の日を祝日とする法案が成立しました。

平成二十八年度税制改正で創設された 法人関係の減税措置Q&A

平成二十八年度税制改正により、法人関係の減税措置として新たに設けられた制度があります。

今回は、創設された制度のポイントをQ&A方式で整理してみます。

Ⅰ 機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設

（制度創設の趣旨）

Q1 中小企業等が新しい機械及び装置を取得した場合、固定資産税の優遇措置が受けられる制度が創設されたようですが、創設理由を教えて下さい。

A1 固定資産税を国際比較すると、海外では機械装置の償却資産に課税している国は少なく、課税している国の中でも、廃止する動きが出ています。また、企業としては設備投資コストの上乗せとなり、国内投資の阻害要因の一つとなっていることに加え、赤字法人も課税対象とされている固定資産税を軽減することで、赤字比率の高い中小企業に大きな効果をもたらすことが期待されます。

そこで、中小企業による設備投資の促進を図るため、固定資産税で初めて設備投資減税が設けられました。

（制度の内容）

Q2 固定資産税の特例措置の内容を具体的に説明して下さい。

A2 制度の内容は、次のとおりです。

(1) 概要

中小企業者等が、本年五月に成立した中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に記載された経営力向上設備のうち、一定の機械及び装置を新たに取得した場合、機械等の固定資産税の課税標準を最初の三年間二分の一（半額）とする時限的な特例措置が講じられました。

※ なお、固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持されています。

(2) 対象者

次の要件を満たす中小企業者等が特例措置の対象となります。

① 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人

② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が一千人以下の法人

③ 常時使用する従業員の数が一千人以下の個人

(3) 対象機械・装置

認定経営力向上計画に基づき取得する新規の機械及び装置で、次の①から③までのいずれにも該当するもの（新品）

① 販売開始から一〇年以内のもの

② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が、年平均一%以上向上するもの

③ 一台又は一基の取得価格が一六〇万円以上のもの

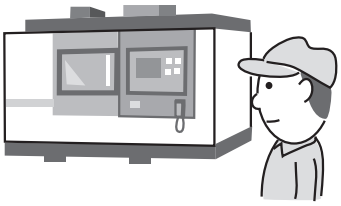

（適用時期）

Q3 適用時期は、いつからとなりますか。

A3 中小企業等経営強化法の施行日から平成三十一年三月三十一日までに取得したものについて適用されます（図表1参照）。

Ⅱ 企業版ふるさと納税の創設

（制度創設の趣旨）

Q4 企業版ふるさと納税制度の創設の趣旨を教えて下さい。

A4 日本は世界に先駆けて「人口減少・超高齢化社会」を迎えており、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環の連鎖に陥ることが懸念されています。

そのため、地域経済の活性化

が急務となっています。そこで、図表2のように、「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い事業として、内閣府が認定した事業に対して企業が行う一〇万円からの寄附について、従来の損金算入措置に加え、法人事業税等から税額控除をすることができる地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されました。

（制度の内容）

Q5 制度の内容を説明して下さい。

A5 青色申告書を提出する法人が、地方公共団体が行う、まち・ひと・しごと創生事業に関連する寄附金を支出した場合に、従来の損金算入措置（地方公共団体に対する寄附金の損金算入）に加えて、①法人事業税額から寄附金額の一〇％、②法人住民税額から寄附金額の二〇％、③寄附金額の二〇％のうち法人住民税額から控除しきれなかった金額とその支出した寄附金額の一〇％のうちいずれか少ない金額の法人税額控除ができます。

各種控除額は、当期の法人事業税額の二〇％（平成二十九年度以降は一五％）、道府県民税法人税割額の二〇％、市町村民税法人税割額の二〇％、法人税額の五％が上限とされています。

なお、地方交付税の不交付団体で、三大都市圏の中心部にある地方公共団体は、この制度の対象外です。また、企業の本店など主たる事務所のある地方公共団体への寄附も対象になりません。

（適用時期）

Q6 適用時期はいつからですか。

A6 平成二十八年四月二十日から平成三十二年三月三十一日までの間の寄附金の支出について適用されます。

図表1　固定資産税の特例措置の適用イメージ

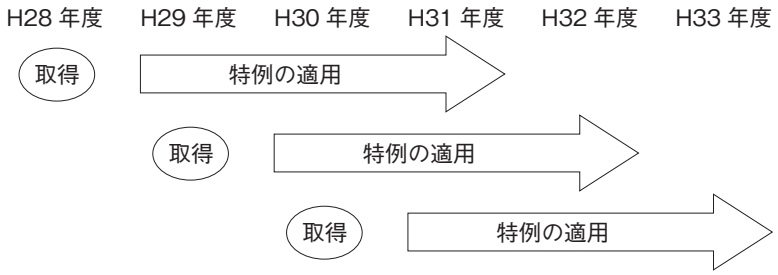

（※例）　平成 28 年に新たに取得した設備は、平成 29 年 1 月 1 日時点に所有する資産として申告され、平成 29、30、31 年度の 3 年間固定資産税が軽減されることになります。

図表2　企業版ふるさと納税制度のイメージ

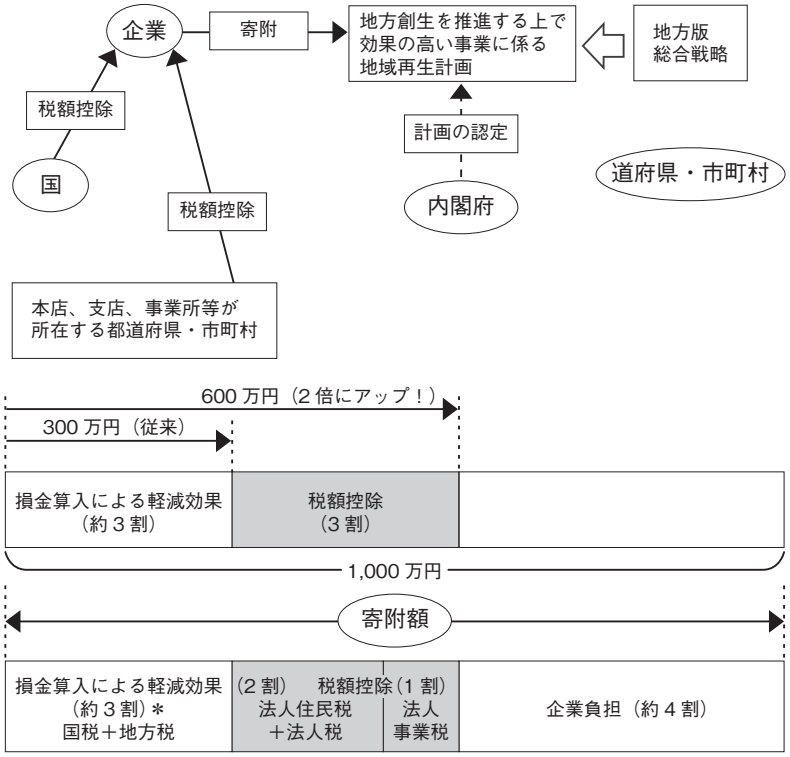

＊企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金に算入されるため、寄附額の約 3 割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果がある。

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

この春に発覚した三菱自動車の燃費不正問題は、同社の自動車販売台数の落ち込みに直結した模様で、日産自動車との資本提携を早める結果となりました。企業が信用・信頼を得るには長い年月を要するのに、失うのは一瞬です。規模・業種を問わず、信用・信頼の継続が企業にとっていかに重要であるのかを改めて認識させる出来事でした。

平成29年４月に予定されていた消費税率の10％への引上げが、２年半延期され平成31年10月となります。準備に追われていた企業は時間的余裕ができるようです。一方、消費税率引上げによる税収増は、社会保障政策（年金・医療・介護・少子化）に充てられることになっているため、この財源をどうするかが今後の課題となっています。

８月５日～21日までブラジル・リオデジャネイロでオリンピックが開催され、４年後には東京大会が開催されます。オリンピック景気の波及効果を期待します。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

不動産所得が赤字のときの損益通算

不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を差し引いて計算します。この結果、不動産所得の損失（赤字）があるときは、他の所得（黒字）と差引計算（損益通算）を行います。

しかし、不動産所得の損失のうち、次の①～③の損失の金額は、その損失が生じなかったものとみなされ、損益通算することができません。

① 別荘等のように生活に通常必要でない資産の貸付けに係るもの

② 土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分の金額で一定のもの

③ 一定の組合契約に基づいて営まれる事業から生じたもので、その組合の特定組合員に係るもの

医療費控除
眼科医に支払う治療費等

①レーシック手術の費用

レーシック手術は、角膜にレーザーを照射して近視や乱視などを治療し、視力を矯正する手術で、眼の機能それ自体を医学的な方法で正常な状態に回復させるものです。それに係る費用は、医師の診療又は治療の対価に該当し、医療費控除の対象となります。

②オルソケラトロジー治療の費用

オルソケラトロジー治療の費用は、角膜を矯正して視力を回復させる治療の対価として支払われるものであり、医師による診療又は治療の対価に該当し、医療費控除の対象となります。

③眼鏡やコンタクトレンズの購入費用

近視や遠視などのために日常生活の必要上購入する眼鏡やコンタクトレンズの購入費用等は、視力を回復させる治療の対価に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。